

新型コロナウイルス感染症に対する事業活動等の基準

レベル (想定する状況)		授業	研究活動	行事・イベント	学生のキャンパス入構と施設利用	課外活動	施設貸出	食堂・売店業者の営業
0	平常時	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	大阪府または近隣府県からは外出自粛等を促す注意喚起がなされていないが、国内で感染者が発生し、感染拡大への注意が必要な状況	学部、大学院とも、感染防止に留意しつつ、対面型授業を基本とするが、遠隔授業も行うことができる。	感染防止に留意しつつ、通常どおり研究活動を行うことができる。	感染防止に留意しつつ、実施することができる。	感染防止に留意しつつ、通常の入構、施設利用が可能とする。	感染防止に留意し、活動する。	貸与先に感染拡大防止措置を講じるように求めたうえで貸出を認める。	感染拡大防止措置を講じるように求めたうえで営業を依頼する。
2	緊急事態宣言は発令されていないが、国内で感染の爆発的拡大が懸念される場合	学部は、原則、遠隔授業とする。ただし、学部長が認めた科目については、感染拡大防止に十分留意しつつ、対面型授業を行うこともできる。大学院は遠隔授業を推奨するが、感染拡大防止に十分留意しつつ、対面型授業を行うことができる。	感染拡大防止に最大限留意しつつ、研究活動を行うことができる。	対面型で参加人数が30名を超えるもの、接触密度が高いものは開催を自粛する。	不要不急の入構や施設利用をしないよう自粛を促す。各部署の状況に応じて、施設利用制限を行う場合がある。	感染拡大防止に十分留意して活動する。ただし、合宿や30名を超えるミーティング等は禁止する。 課外活動施設（部室を含む）の利用ルールに関しては学生センターで決定し周知する。	外部への貸出は不可。 人数制限（30名未満）を設けて学内者への貸出は認める。	感染拡大防止措置を講じるように求めたうえで営業を依頼する。
3	政府により緊急事態宣言が発令され、かつ大阪府から外出自粛要請が出された場合	学部、大学院とも、原則、遠隔授業とする。ただし、研究科長が認めた大学院科目のみ、感染拡大防止に十分留意しつつ、対面型授業を行うことができる。	学内施設を利用した研究活動は、感染拡大防止に最大限留意した上で、継続性・緊急性の高いものを行うことができる。研究従事者の人数、研究施設の滞在時間などを十分に考慮して行う。	原則、対面型の行事・イベントは中止または延期する。	不要不急の入構は認めない。施設については限定的に利用できるものとする。	原則、活動中止とする。ただし、公式戦等、独自に中止の判断を行えない場合は、感染拡大防止に最大限留意した上で限定的に活動することができる。	外部、学内者とも貸出不可	感染拡大防止措置を講じるように求めたうえで営業を依頼する。
4	政府により緊急事態宣言が発令され、かつ大阪府から外出自粛要請に加え、「施設の使用制限等の要請」が出された場合	遠隔授業のみ行う。	学内施設を使用した研究活動は、感染拡大防止に最大限の留意をした上で、継続性・緊急性の高いものを行うことができる。ただし、学生の研究室入室は禁止し、研究従事者の人数、研究施設の滞在時間は、最小限に留める。	対面型の行事・イベントは中止または延期する。	入構は原則禁止する。施設利用は特段の理由があり、認められた場合以外は利用不可とする。	活動中止とする。	外部、学内者とも貸出不可	営業は認めない
5	上記レベル4の措置にもかかわらず、オーバーシュートが発生し、感染増加による被害が急拡大している状況	遠隔授業のみ行う。	学内施設を使用した研究活動は原則として禁止する。	対面型の行事・イベントは中止または延期する。	入構を禁止する。	活動中止とする。	外部、学内者とも貸出不可	営業は認めない

*この基準のレベル判断については、適時、対策本部会議において決定する。なお、レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を採る場合がある。